

別表1 新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業費補助金の交付対象となる経費及び補助率等

事業名	事業実施主体	経費	補助率※ (補助上限)
新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携協議会等 ・下記に掲げる広域連携協議会の構成組織等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業法人 (2) 任意組織 (3戸以上の農家で組織される組織) (3) 農業協同組合の生産部会 (受益者が3戸以上) (4) 農業協同組合 (5) 全国農業協同組合連合会宮城県本部 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携推進費 要領に基づき、知事の認定を受けた「広域連携計画」に基づき実施される新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業実施に必要な推進事業費 <p>※費目の詳細(内容, 留意事項)については(1)連携推進費の通り。</p>	<p>定額 (ただし, 広域連携協議会あたりの補助金の上限を5,000千円とする。)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・体制整備費 要領に基づき、知事の認定を受けた「広域連携計画」に基づき実施される新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業実施に必要な機械や施設等の取得又は整備に要する経費 <p>※費目の詳細(内容, 留意事項)については(2)体制整備費の通り。</p>	<p>1/2以内 (ただし, 広域連携協議会あたりの補助金の上限を15,000千円とする。)</p>

※市町村等他の補助額が、総事業費から県補助額を除いた自己負担額を超えた場合、その超過分を県補助額から除く。

(1) 連携推進費

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費。ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（2社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理すること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	使用料	事業を実施するために直接必要な会議等の開催、参加する場合の会場費、出展小間料として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資材費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・実証ほの設置等に係る掛かり増し資材費（通常の営農活動に係るものを除く） ・産地ブランド化の推進に必要となる簡易なPR資材等 	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・実証試験等に用いる少額な器具等 	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委任旅費	事業を実施するために直接必要な会議や研修会の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家等に支払う経費	

旅費			
	広域連携推進活動費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う活動等に必要経費	・高速利用料も含む
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

(2) 体制整備費

内容	留意事項
<p>広域連携計画の目標達成に必要な機械・施設の取得・整備</p> <p>①生産管理用ハウス・付帯設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨ハウス1棟当たり1,000㎡以上、 ・パイプハウス1棟当たり200㎡以上、 (1事業当たり合計面積1,000㎡以上) <p>ただし、「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」の「水田における園芸振興」に掲げる振興品目(生食用及び加工・業務用の重点品目及び推奨品目)の栽培に新たに取り組む場合(取り組み期間1から2年目を対象とする。)、または、受益地が下記の地域に該当する場合は、当該地域に設置する鉄骨ハウスに係る面積要件及び1事業当たり合計面積を5分の4減ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進等に関する法律(平成5年法律第72号)第2条に規定する「特定農山村地域」 ロ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条の規定に基づき指定された「振興山村」 ハ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定に基づき指定された「離島振興対策実施地域」 <p>②省エネルギー化設備(既存ハウスのカーテン増設、空気二重膜ハウスへの張替等)</p> <p>③生産管理省力化施設・機械(一部アタッチメントも含む。)</p> <p>④良質苗生産用施設・機械</p> <p>⑤鮮度保持施設(3坪以上)</p> <p>⑥生産安定施設</p> <p>⑦環境負荷軽減用機械</p> <p>⑧出荷調製省力化機械</p> <p>⑨品質管理機械</p> <p>⑩出荷調製施設</p> <p>⑪その他関連設備等</p> <p>⑫小規模基盤整備(ほ場整備、園地改良、暗きょ施工、土壌土層改良)</p> <p>⑬優良苗(果樹で新・改植30a以上)</p> <p>⑭一次加工用機械</p> <p>⑮観光農園用簡易景観整備</p> <p>⑯加工・販売交流施設</p> <p>⑰加工品製造機械</p> <p>⑱加工品製造器具</p> <p>⑲販売機材</p> <p>⑳⑯から⑲までの付帯設備</p>	<p>(1) 事業内容等</p> <p>左表の他、詳細は農林水産部長通知(園芸特産重点強化整備事業事務取扱細目別表)に準ずる。</p> <p>(2) 事業実施主体が機械等の貸し出しにより賃借料を徴収する場合の年間賃借料の合計は、原則として、「事業実施主体負担(事業費ー当該補助金額)／当該機械等の耐用年数+年間管理費」により算出する額以内であること。</p> <p>(3) 施設・機械の更新は対象外(但し、面積拡大を伴い、かつ、高性能の施設・機械をモデル的に導入する場合は対象とする。)</p> <p>(4) 取得金額(据え付け・調整費含む。)が10万円未満の施設・機械は対象外(但し、複数台数をセットで設置する必要のある施設・機械については、一式の取得金額が10万円未満の施設・機械を対象外とする。)</p> <p>(5) 既存施設への付帯設備導入は対象外(但し、省エネルギー化設備に限り、原油価格高騰の緊急支援措置として、既存施設への設置を対象とする。)</p> <p>(6) 省エネルギー化設備については、原則として、省エネルギー効果が確実に得られるよう最低2種類以上の設備を組み合わせるか又は2種類以上の機能を有するものを設置するか、或いは既存の省エネルギー設備と組み合わせる設置すること。</p> <p>(7) 水道設備・電気設備については、施設用地内のみ対象とする。</p> <p>(8) 宮城県特定高性能農業機械に該当する場合は、同導入計画に基づくこと</p> <p>(9) パイプハウスは地域の立地条件に即した構造耐力を有するものとし、「園芸用施設安全構造基準」(平成28年度版)(社団法人日本施設園芸協会)に定めるところによるものとし、耐風速30m/s以上(但し、過去の最大瞬間風速が30m/s以上の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とする。)又は耐雪荷重30kg/㎡以上のものを対象とする。</p> <p>(10) 生産管理用ハウスは、面積が設置場所の地形等条件により基準面積に満たない場合は、おおむね基準面積以上のものを対象とする。</p>